

平成21年第1回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成21年 2月20日 午前10:00

○散 会 午後 1:57

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長 石川光男	副市長 鑑利行
総務部長 伊藤賢志	会計管理者 門間鋼悦
産業建設部長 宮田隆悦	水道局長 澤井昭
教育次長 山平東	市民生活部長 鈴木鋼生
福祉保健部長 鈴木公悦	選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長 櫻庭新悦
総務課長 児玉俊幸	市長公室長 鈴木司
財政課長 幸村公明	税務課長 伊藤正
産業課長 根一	建設課長 山口義光
総務学事課長 鎌田雅樹	生活環境課長 鈴木利美
市民課長 藤原貞雄	社会福祉課長 山平重男
高齢福祉課長 伊藤律子	健康推進課長 小林健一
収納課長 菅原龍太郎	農業委員会事務局長 田仲茂隆
下水道課長 三浦永寿	都市整備課長 佐々木博信

スポーツ振興課長	菅原徳志	幼児教育課長	伊藤清孝
生涯学習課長	瀬下三男	昭和総合窓口センター長	川上秀佐男
追分出張所長	鈴木久雄	天王総合窓口センター長	三浦喜博

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成21年第1回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成21年2月20日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

なお、6番藤原幸雄議員は、少し遅れるというふうな連絡が入っています。

また、21番堀井副議長より、途中退席の申し出がありますことを報告します。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、11番藤原典男議員、20番西村 武議員、13番佐藤 昇議員の順に行います。

なお、質問は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願い致します。

11番藤原典男議員の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。今議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当に御苦労さまです。そしてまた、朝早くから傍聴に来られました市民の皆さん、本当に御苦労さまでございます。特に市長におかれましては、もうすぐ市長選挙があるという中で、大変な御苦労かけている中での議会ということで敬意を表したいと思います。

私は3点にわたって、これからの市民生活にかかわる問題について質問致しますので、宜しくお願い致します。

1つめは、国民健康保険税の滞納者にも保険証を発行すべき、ということについて質問致します。

ご承知のとおり、最近の経済情勢は、新たな雇用不安を発展し、3月末では更に40万人とも言われる派遣労働者や正社員を含む方たちが解雇されることが予想されております。経済の悪化により、更に企業倒産も予想される中で、政治の力で解決を求めるものです。

この経済悪化が長引かないよう、雇用の確保がされるよう願うものですが、どんどん

首切りが進めば個々の労働者だけでなく、その家族の日々の生活は大変厳しくなり、失業保険を受け、それでも職が決まらない方の中には一時的にしろ生活保護を受給する方も増えてくると思われまます。職を離れば当然のことですが、健康保険も社会保険から国民健康保険に切り替わることとなります。先の12月議会では、この国民健康保険税の1年間以上にわたる滞納世帯で資格証明書の発行世帯に対し、市長はじめ市当局の計らいにより、18歳以下の子供さんには健康と人権を守る立場から保険証を発行するという回答をいただきました。今年の1月1日から保険証が発行され、子供の病気、けがについては治療代の10割負担の心配はなくなりました。これは高く評価されることだと思います。

私はこの資格証明書の発行されている世帯について、国民健康保険税を払いたくとも当面の生活費に追われて支払いが困難な世帯への保険証の発行の扱いについて伺います。

厚生労働省は、滞納世帯で資格証明書発行世帯であっても、子供、中学生までには正規の保険証を発行するよう全国の自治体に指示を出しましたが、同時に資格証明書の発行世帯についても支払いが困難で病気治療のため本人が役場に申し出れば、分納制約を条件としないで短期保険証の発行をすべきだという見解を出しました。本市でもそのような扱いをするのかどうか伺いたいと思います。

国民は、健康を取り戻すために病気になれば平等に医療を受ける権利があります。が、経済的事情により、医療の機会を奪われることのないように、自治体は特に注意を払う必要があると思います。今後の対応、見解について答弁をお願い致します。

次の質問事項に入ります。次は、本市での耕作放棄地対策について伺います。

国の2009年度予算案の政府案が12月25日に閣議決定されたことを受け、県も重要分野への予算の反映状況をまとめた模様です。

全国的には食糧自給率向上に向けて494億円、内容としては主食用米からの転換水田、調整水田で米粉や飼料用米などの生産拡大を図る新規事業「水田等有効活用促進事業」を計上しております。この事業は、水田を活用し食糧自給率・自給率向上作戦戦略作物、大豆、麦、飼料作物、米粉、飼料用米などの生産拡大を推進する内容です。転作の拡大、不作付水田への作付拡大に対し、米粉・飼料用米は10アール当たり5万5,000円、大豆や麦、飼料用作物に対して3万5,000円、助成するというものです。

また、耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取り組み、営農開始後のフォローアップなどを支援する新規事業、これは耕作放棄地等再生利用緊急対策として230

億円を盛り込んでいます。

県としては、これらの予算を活用しながら水田の潜在的な生産力をフルに引き出し、本県の食糧自給率が向上するように努めたいとしているが、本市では全県のレベルから見ても食糧自給率が低い状態のようです。食糧自給率の向上に向けて、いろいろ策はあると思いますが、本市での放棄耕作地の現状はどうか、可能な再生利用計画をどの程度の規模で作るのか、営農可能な状態に回復し、その後フォローするための計画を作れる可能性はあるのか伺いたいと思います。

今、農業だけでは生活が困難と言われておりますが、しかし一方で雇用の不安定さから農業を目指し、希望するという新たな層も生まれているという報道もされております。新たに就業を希望する方たちの労働力も視野に入れながら、後継者対策も必要と思われませんが、これらを踏まえての耕作放棄地対策への回答をお願い致します。

次の質問事項に入ります。学校給食法の改正と学校給食調理員の待遇についてお伺い致します。

4月1日より学校給食法の改正で法の実施となり、食の安全が叫ばれる中、小中学校での児童に対する学校給食が教育の一環として改めて大きく位置づけられました。

学校給食は1954年、児童が食という体験を通して生きる力の原点を学ぶ場でもあります。教育の一環として学校給食が実施されるということは、児童みずからの食体験を通じて食の営みと今日と将来の生活をするとところであるとされており、教育であることが明確に位置づけられました。その後、学校給食は、父母、栄養士、調理員らの共同の取り組みによって教育の一環として豊かに発展してきました。体と心の健全な発達を重視した献立や子供たちの笑顔の見える調理作り、学校給食に地元産米や農産物を取り入れ、地域の生産との結びつきを強める取り組み、O-157事件や食中毒の発生の危険から子供たちの安全を守る努力など実践が続けられております。学校給食が教育の一環として位置づけられている以上、その形態は自校直営方式がふさわしいということであり、その調理を支える調理員も責任の重大さから、各校には必ず市の職員として責任を果たせる方を配置すべきものと解釈できます。近隣の秋田市は、圧倒的に職員の配置となっております。

学校給食法は、第6条1項で学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費ならびに学校給食の運営に要する経費は政令で定めるものとなっており、これは設置者の負担と定めており、そして運営に要する経費では、この経費に学校給食に従事する職員、

これは学校教育法第28条の規定によるわけですが、この学校給食に従事する職員に要する給与、その他の人件費も含まれることを明記しています。これは学校給食の運営に地方公務員たる職員が従事することを予定した規定であると解釈されます。

給食調理員の業務は次のことと思います。1つは、給食の調理および配分に関すること。2つめは、給食用物資の検収および保管に関すること。3つめは、給食用食器、器具などの洗浄および保管に関すること。4つめは、調理室および食品倉庫の整理整頓、清掃および消毒に関すること。5つめは、給食用備品の点検、整頓、清掃および消毒に関すること。6つめは、残菜の整理、保管および処理に関すること。7つめは、調理室の衛生の保持。8つめは、ほかに給食業務に関し、特に校長または担当教職員から指示されたことなどが主な仕事になっているようですが、これらの業務を責任を持って行うのは職員としての職務でありますし、仕事の重大さからは臨時職員へ押しつけて良いものかどうか。ですから他の市町村では、給食調理員に正規職員の比重を大きくし、教育の一環としての給食を位置づけて進めているということです。

今年の1月22日付で秋田県学校給食栄養士会の会長から各市町村長あてに要望書が送られております。ご覧になったと思いますが、この要望書は、学校における食育推進のための体制の整備についてということで、平成17年7月制定された食育基本法の規定に基づき、各市町村における基本計画の策定を求めています。特に学校給食は食育の中心的施策であり重要な役割を担うもの。学校給食は児童生徒の栄養補給源としての役割に加え、家庭における食事の見本となるものとしています。平成8年に起きた児童5名の命を奪った学校給食の食中毒事故の教訓を挙げ、厳しい衛生管理の必要をうたっています。

しかしながら、各市町村の非常勤職員の調理員としての扱い、市町村合併による非正規職員の増加、各施設における調理技能や士気の低下が著しいものとなっており、児童生徒の食の安全を担うことが困難な状況となり、危惧していることが書かれております。その上で各小中学校における栄養教諭を中心とした指導体制の整備と必要性についてご検討され、各給食施設における調理員の待遇の改善について、ご支援ご協力を賜りますようお願いいたしますと結んであります。

この要望書から見ると、潟上市での給食調理員の待遇は大きく後退しているのではないかと思います。合併前は臨時職員として季節ごとの手当が出ましたが、合併後は地方公務員法に反するからとカットされ、時給900円となりましたが、去年の暮れ、更に

時給のカットを通告されました。900円が820円ということで、言われた本人たちは同意できない旨伝えましたが、聞き入れてもらえなかったようです。この方たちは11名で労働組合を結成し、いろいろなことを要求しましたが、ほとんど前進なかったようです。労働条件の変更の最たるものは賃金です。労働組合があれば当局は変更についての労使協定を結ばなければなりません。労働組合法ではそうなっているはずですが、どうでしょうか。

学校給食調理員としての職務の重要さも市当局は理解していないために、今のままの臨時職員としての身分で働かせ、更に賃金ダウンも行うということなのではないでしょうか。これはいかがなものかなと思われます。同一労働しているのに職員の場合には昇給、昇格もボーナスも出ていることに対し、疑問や不満を持つのは当然のことと思います。

更に近年、児童生徒の中に食べ物アレルギーを持つ子供も増えており、それに対応できる給食対応も今の労働条件下では困難であるということを指摘されております。学校給食における調理員の仕事の重要性、栄養士の配置、正規の職員の増員、時給の問題について、どうお考えなのか市当局の見解を伺いたいと思います。

これで壇上からの1回めの質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） まずは傍聴者の皆さん、早朝から御苦労さまでした。

11番藤原議員の一般質問の1点め、国民健康保険税の滞納者にも保険証を発行すべきについてお答えを致します。

ご承知のように国民健康保険制度は、国などの補助金と加入者の保険税で成り立つ相互扶助の保険制度であります。税負担の軽減を図るため市の一般財源でも相当額を充当している現状でありますから、保険税を納めない被保険者がいると制度が機能しなくなる恐れがあります。

資格証明書の交付は、国保事業の健全な運営を図るためと納付者と滞納者の給付の平等性と負担の公平性を保つために、更には納付相談の機会取得、そして税収確保の大事な手段として設けられております。

ご質問の資格証明書の対象者については、面談申し込みによる相談の結果、政令に規定する特別な事情に該当するものと判断される場合は短期被保険者証を発行しております。今後も同様に実施してまいります。

なお、政令に規定する特別な事情とは、1つは世帯主がその財産につき被害を受けまたは盗難にかかったこと。2、世帯主またはその者と生計を一つにする親族が病気にかかり、または負傷したこと。3つめ、世帯主がその事業を廃止し、または休止したこと。4つめ、世帯主がその事業につき著しい損害を受けたこと。5つめ、前各号に類する事由があったこととなっております。

2点めの、本市での耕作放棄地対策についてお答えを申し上げます。

秋田県での食糧自給率は平成17年度カロリーベースで164%、米は634%、米以外では21%となっております。潟上市においても同じような状況であり、今後は転作作物に新規作物の導入も視野に入れなければならないと考えております。

本市の耕作放棄地、水田面積は約70アール、生産調整による不耕作地面積は約259ヘクタールであります。

ご質問の耕作放棄地対策についてであります。耕作放棄地の発生要因は、高齢化による労働力不足、小規模農地の受託者がいない、土地条件が合わない等が考えられます。現状を把握し、21年から新たに実施する国の「水田等有効活用による食糧供給力向上対策」であります転作の拡大、調整水田への作付、遊休農地への作付等に対する交付金を活用し、農家へ周知していきたいと考えております。

また、農業を真剣に考える若手の新規就農者については、フロンティア農業者研修で実践をし、技術を身につけることを目的とした研修があり、修了後は農業の中心的担い手として活躍するものと確信しております。今後もこの農業研修を支援していきたいと考えております。

3つめの学校給食法の改正と学校給食調理員の待遇についてお答えを申し上げます。

ご指摘のとおり、学校給食法が平成20年6月に改正され、平成21年4月1日から施行されることとなりました。改正の主な内容は、学校給食の主要目的を、これまでの栄養改善から食の大切さや文化、栄養のバランスなどを学ぶ食育に転換すること。そして学校栄養士による学校給食を活用した食に関する指導の推進を図るために学校栄養士の役割が定められたこと。更には学校における学校給食の水準および衛生管理を確保するための全国基準が法制化された点であります。

食育指導については、平成17年に食育基本法が制定され、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んできております。特に学校給食については、より一層の地場産物の活用を推

進するほか、郷土料理を献立に加え、地域の食文化の伝承を進めるなど、学校における食育の生きた教材として、その充実を図っていきたいと思っております。

このような中、食育推進の中心的な役割を担う学校給食に携わる学校栄養士、給食調理員の職務はますます重要となってきていると認識しております。

学校栄養士の配置については、20年度は県より学校栄養士が3名、臨時栄養職員1名の4名が学校栄養士として4校に1名ずつ配置され、配置校において食育の普及、充実に向けての指導に当たっているほか、学校栄養士が配置されていない近隣の小中学校にも出向き、食育指導を行っております。

県の学校栄養士の増員については、今後も要望してまいりたいと思っております。

給食調理員の待遇につきましては、平成19年6月定例議会で藤原議員より同様の一般質問が行われており、その答弁と重複する内容となりますが答弁を致します。

当該給食調理員の方々には、平成19年1月9日、10日、11日の3日間、説明会を開催し、経緯と見直しの内容について了承をいただいております。

見直しについては、賃金の激減緩和の期間を時給900円とし、平成20年度から時給800円とする内容を示し、ご理解をいただいたと考えております。

激減緩和については、平成20年度も実施し、1年間延長しています。平成21年度には時給を20円アップし820円にするなど、給食調理員に配慮していることをご理解いただきたいと思っております。

労働組合加入の給食調理員と自治労連秋田県本部との話し合いについては、平成20年4月15日と12月25日に実施し、その席上で給食調理員の時給について、本市は県内の市では上から3番めに高く、近隣の秋田市が時給680円、男鹿市は675円と約140円も高い状況を説明しました。それによる反応はなく、双方から時給の内容に触れることはなかったと聞いております。

また、正規の職員の増員については、定員適正化計画で職員数の削減を計画していることから、現段階では考えておりません。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 11番、再質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 今、答弁いただきましてどうもありがとうございます。

国民健康保険証の問題については、市長も今答弁されましたけれども、特別な事情があれば分納誓約しなくとも短期保険証を発行するということの回答だと思いますけれど

も、それでよろしいですね。

それから2つめは休耕地ということなのですけれども、休耕地の中でもこの要因として高齢化の問題とか土地条件の関係、今お話受けましたけれども、その条件の中で250ヘクタールの中でですね70アールと259ヘクタールという答弁をいただきましたけれども、その259ヘクタールの中で高齢化の問題をさしおいても、やはり土地条件がなかなか大変であれば手が非常にかかるということも、まず予想されるわけです。どうしようもない土地を一生懸命やってきたんだけれどもというところもあると思うのですけれども、すぐ、あまり手がかからないでいろいろやれば耕作可能なところがどれぐらいあるのかということと、先ほど後継者の問題、それから再就職の関係で県との関係もお話されましたけれども、これはやはりこの潟上市の中においても休耕地を耕作するためのやはり要因というんですか、宣伝というんですか、そういうようなのも大いにやった方がいいと思います。これについては取り組むというまず回答でしたので、この大変土地条件で厳しいと思われるところはどれくらい、何割ぐらいあるのかと、そういうことについてはどうするのかという見解もお聞きしたいと思います。

それから学校給食調理員の関係ですけれども、労使関係についてあれこれ私にはまるわけにはいかないわけなんですけれども、ちょっと答弁の中で12月25日に900円を820円ということで、ほかのところからも比べれば高いということのまずお話も今ありましたけれども、しかし、根本的に違うのは、臨時調理員としておきながらも給食の主任者としての扱いとして、こういう賃金でやっているところはないと思うんですよ。やはり給食主任者というのは、いろいろ各学校、市内、ほかの市内を見ても、秋田市もそうですし、男鹿市でもいっぱい臨時の職員の方は、調理員の方、パートの方はいっぱいいますけれども、しかし肝心の主任の調理員の方は職員になっていますね。しかし、昭和、飯田川を除いて天王の場合は、全員が臨時職員でしょう、まず。そういう中での主任調理員としての給与というのは、これやはり高いと言われても、それは比較は私はできないと思うんです。それで、この前、2月17日に魁新聞に載りました。今日の新聞でも各市町村、臨時職員の募集ということで載っておりますが、2月17日の魁新聞では、潟上市臨時職員20人を今日から募集ということで、緊急経済雇用対策ということで、臨時職員20人雇用することを決めたということが魁新聞に載っております。これは非常に私はいいことだと思うんです。しかしその中でちょっと見ますと、この事務職は時給700円、現業職が1,000円となっております、現業職の中身は馬踏川堤防沿いの草刈り、これ

が4名。農業用排水路の清掃がまた4名。それから公園の遊具点検と清掃2名、これが現業職員として1,000円の時給をやるというふうなことが載っております。私は給食調理員というのは、やはり昼までのもうすごい体力勝負で、時間に追われた体力の大変な仕事であるし、それからまた食中毒の関係とかいろいろなものがありますし、これはやはり時給1,000円に匹敵するような大変な毎日の仕事だと思うんですよ。ですからこの臨時職員が1,000円というように、仕事の内容も違いますけれども、責任度合から見ても、ここで1,000円にするのであれば私は1,000円にしてくださいとは言いませんけれども、今の900円の時給をやはり維持すべきじゃないかと思うわけです。

それから、先ほども紹介しましたけれども、平成21年1月22日に各市町村長様ということで秋田県の学校給食栄養士会の会長の丸谷さんが、学校における食育推進のための体制の整備ということで要望書が出されております。これは職員の方もご覧になったと思いますけれども、先ほどの言われましたけれども、ちょっとこの中身も皆さんから知っていただきたいなということで、ちょっと読み上げてみます。

「学校における食育推進のための体制整備について要望書

日ごろ、学校における食育の推進について、ご理解ご協力をいただき、感謝申し上げます。

国では、国民全体の食に関する取り組みの必要性や児童生徒の食に関する各課題に対応するため、平成17年7月制定された食育基本法の規格に基づき設置された食育推進会議において、食育推進基本計画を決定し、各市町村における基本計画の策定も求めています。中でも学校給食は、食育の中心的施策であり、特に重要な役割を担うものとして注目を集めているところです。

今、学校給食は児童生徒の栄養普及としての役割に加え、家庭における食事の見本となるような位置づけが求められております。平成8年に起きた児童5名の命を奪った学校給食の食中毒事故の教訓から、各給食施設ではこれまでの衛生管理から厳しい新基準への達成に必死に取り組み、着実なレベルアップを図ってまいりました。

しかしながら、各市町村における非常勤職員としての調理員の扱いに端を発し、さらには市町村合併の影響により給食施設における調理員の非正規化が進み、各施設における調理技能や士気の低下が著しいものとなっております。このままでは児童生徒の食の安全を担うことが困難な状況となり、現場ではこのことを非常に危惧しております。

学校給食の調理は食育の根幹の成すものであり、それにはその作り手の育成が不可欠

なものであることをご理解ください。

また、その人的資源は必ずや地域の宝となり得るものでございます。

つきましては、学校における食育の推進のために、各小中学校における栄養教諭を中心とした指導体制の整備の必要性についてご検討いただくとともに、各給食施設における調理員の待遇の改善について、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。」
ということで、秋田県の学校栄養士会の会長が、これ、各市町村長にこういう要望書を上げているわけです。ですからそれを見ますと、私は時給をやはり引き下げるとするのは、士気にも影響しますけれども、やはりこういう文面からすると、それはやはりやめるべきじゃないかと。少なくとも今の時給を維持すべきじゃないかと、そのように思います。国会の中でも連合や全労連、そしてまたほかの党なども時給1,000円というのは、今、本当、要求しているのが当たり前な時期で、政府もそれを実現、早くしてほしいということなんですけれども、この賃金については以上を申し上げまして、これに対するもしご答弁がありましたらお願いします。

それから、職員の調理室における比重ですね。これについてですけれども、ご存じのとおり平成6年から平成15年までの10年間、この間、学校給食を行う中で食中毒がどれくらい発生したのかといいますと108件、3万2,285人の方が食中毒に子供さん、遭われています。学校給食の中です。しかも平成8年にはO-157による食中毒が7,178人、この中で子供さんが5人亡くなっているわけです。そして平成18年には学校給食衛生管理の基準ということを決めまして、いろいろその中ではうたわれておりますが、学校給食調理員、栄養士がいない場合は学校給食調理員の方が衛生管理者となってしっかり管理してくださいという通達も出ているわけです。この場合に、そういう衛生管理者となれば、やはり臨時職員にそういうことを預けていいのかということもあるわけです。やはり私は各校それぞれ1人か2名ずつは、今すぐできなくとも計画的に職員を配置して責任持っていただくということが私は必要ではないかと思うわけです。ですから今の職員の適正化、行革による職員数の減なども行っておりますけれども、しかし必要などころには職員をやはり配置するということが私は必要だと思っております。そういうことについて、ひとつご見解を、今すぐとは言いませんけれども、将来的にはそういうふうに少しずつ、1人、2人と配置していかなきゃいけないと私は思うんですけれども、そこら辺の見解についても伺いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 11番に申し上げますが、引用する場合は、それから抽出するという

ようなことで、全文とかじゃなくてそういう形でもって取り上げていただきたいと思います。宮田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） おはようございます。藤原議員の再質問にお答え致します。

まずはじめに潟上市の農業の状況についてご報告致します。

潟上市の水田面積は約3,100ヘクタールほどございまして、平成21年度の転作目標面積は1,150ヘクタールでございます。先ほどお話ししましたように、不耕作地の面積でございますが約259ヘクタールございますが、その中で耕作が可能な水田を保全管理と言っておりますが、その面積が約210ヘクタールございます。それから、耕作をしないで水張りをしている面積が約4.7ヘクタールあるということが20年度の実績でございます。

ではその中で、そうした場合、耕作放棄地の部分はどうするかといった場合でございますが、潟上市の中ではほ場整備を2か所ほど計画しております。その中ではほ場整備の条件を付するということが排水不良地域と、それから山間部の部分も解消できるのではないかなと考えておりますので、ひとつ宜しく申し上げます。

それから、新規就農の件でございますが、現在、潟上市の農家数は1,547名ほどございまして、その中で担い手農家法人が3法人と253人ほどでございます。そうした場合、残りの1,290名ほどが兼業農家で、約1.9ヘクタール平均でやっていると解釈されますので、新規就農の中にはその中で経営をやっていくというのは非常に無理があるのではないかなと考えておりますので、あくまでもフロンティア農業の中で進めていきたいと考えておりますので、ひとつ宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 児玉総務課長。

○総務課長（児玉俊幸） 11番藤原典男議員の再質問についてお答えします。

給食調理員の時給についてのことでございますけれども、このことにつきましては先ほど市長の方から答弁をしたとおり、19年1月に給食調理員の方々に説明会を行って説明をしておるわけでございます。その際には激変緩和のために19年度だけは900円にすると。それから20年からは800円にするという内容を示して話をしております。そのところがまず第1点めのことでございます。

それから、この方々については、20年3月で退職をするということをして1年間前もって話をして、20年3月に退職をしていただくということで話もその時にしておるわけでござ

ございます。そういうことをまず最初にご理解をいただきたいということでございます。

それで、激変緩和につきましては、先ほど市長が申し上げたとおり、20年についても1年間900円として実施をしたということで、1年間延長したということも事実でございます。

それから、本来800円にする賃金ということで話をしておりましたが、それについて給食調理員の中で今回、給食調理員の有資格者、それから給食調理員、それから主任の給食調理員ということで3段階にするということで21年から賃金の見直しをしました。その際に現在の調理員の方々については20円アップの820円にしたということでございます。それから、給食調理員の有資格者については30円アップしまして780円、それから給食調理員で資格のない方については750円ということで前年と同じという形にしております。

このことにつきましては、先ほど申し上げたとおり昨年4月15日と12月25日に給食調理員の方々と、それから自治労の方々と話をしております。自治労の方々が話をしたというのは、この方々が自治労の方に加入をしたということになっております。それは平成20年2月19日に自治労の加入をしたという通知が本市の方に来ております。その方々は11名の方々だということでございますので、労働組合を作ったわけではなくて、自治労に加入をしたということでございますので、私どもの方としては労使交渉をする際に自治労も含めた話で2回行ったということでございます。

その内容を話しまして、県内の状況、それから職員の状況、ラスパイレス指数のことも話しました。県内の中で、市の中で本市の場合は87.3%と、19年度の状況ですけれども、87.3%ということで県内でも一番低い状況です。秋田市は100.1ということも話をしましたし、それから県内の各市町村の給食調理員の話、待遇のところについても話をしました。その内容を話した際に、その後には上げてほしいというような内容等についてはなかったと、私はそのときに自治労の方も同席しておりますので、そのところは確認をしていただければと思います。

それから、待遇等についての、例えば給食に対する調理員の方々の意欲は大変感じました。その中で今後、教育委員会の方といろんなところでお話をしながら、いい仕事をしていただきたいという話をした状況でございますので、賃金については先ほど来申し上げているとおり、現行のとおりに進めていきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 先ほど11番さんは、必要などころには正職員を増数してくださいとこう言いましたけれども、私今現在考えるに職員が余っているところはありません。そう理解しています。

○議長（藤原幸作） 11番、再々質問はありますか。11番。

○11番（藤原典男） まず休耕地については、対策等いろいろやってくれるし、話はわかりました。

それから、賃金についてですけれども、まず当事者のいろいろな話の中で、私、経過はよく、そこにいたわけではありませんし、本人たちがまずそれで了解したとなれば、それはそれでいいと思いますけれども、話の内容からすれば当日呼ばれて、その場でオーケーしたということはちょっとやはり常識的には私判断できないのじゃないかなど。これ今後も粘り強く本人たち、もし不満であればお話していただきたいと思います。

それから、職員の比重の関係なんですけれども、今余っている職員はいないということをもまず答弁されましたけれども、それはそのとおりだと思いますけれども、しかし今後の潟上市の運営において、やはり必要などころに職員を配置するという政策も私は必要だと思うんです。特に給食調理員というのは、子供さんにおいしいものを出せばいいということじゃなくて、食育の関係、栄養の関係とかいろいろありまして、その栄養士のいないところでは、実際は調理員の方がいろいろ考えながら、話し合いながらやっているという話もありますし、それから何か災害があったときに、地震とかいろんなことがあれば学校の方にみんな集まって避難所として使うわけでしょう。その避難所として使われたときに、やはり給食室が、調理が、やはりその避難してきた人たちにやはりご飯の提供とか料理の提供とか、そういう重要な任務もあるわけです。そういうことも兼ね合わせますと、やはりこれは市の職員の配置で責任持ってやっていくということが将来的に私は必要だと思うので、これはいらないということは今、余っているということはないということは言われましたけれども、それとは別にですね、必要と思われるところにはやはり配置していくという考え方をお持ちになりまして、今後ご検討願いたいということで検討できるのかできないのか、そこら辺最後にお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 再々質問にお答えします。

私はいらないとは一切言ってません。

それから、今後も検討するかということについては、定員管理計画の中で30人削減しなければならないと、正職員をですね。その点も包含しながら、昨日の冒頭、一般質問お答えしましたが、部を減らす、あるいは課を減らす、所を減らすというようなことも今後視野に入れながら、今、人員削減の事務作業を進めておりますので、この点もご理解願いたいと思います。

○11番（藤原典男） どうも、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原幸作） これをもって、11番藤原典男議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時とします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

20番西村 武議員の発言を許します。20番。

○20番（西村 武） 皆さん、おはようございます。また、傍聴者の皆さん、本日は悪天候のところ、傍聴大変御苦労さまでございます。

ただいまより一般質問に入らせていただきます。

平成21年度の主要事業を支える一般会計ならびに特別会計を審査する3月定例議会において一般質問の機会を与えていただきました同僚議員に感謝を申し上げます。

また、日ごろ市政発展のためご努力をなされております市当局の御労苦に対しましても敬意と感謝を申し上げます。

さて、私は先に提出しておりました通告書4項目にわたりまして、順次簡潔に質問致しますので、市長はじめ関係当局の誠意ある答弁を求める次第であります。

質問の1点めは、地域活性化の取り組みについて。

私は、基幹産業の農業を中心にしながら市の活性化に、いかにつなげていくかということをお願いしつつお尋ねを致します。

地域経済については、これまで輸出に牽引されてきた国も地域も景況感が急速に落ち込んできています。本来地域が持っている底力を発揮し、地域の再生を図るには、農業や観光をはじめ地域の資源や特色を生かした大胆な取り組みが必要と思います。中でも地域活性化のかぎを握るのは、農業や商工業の活性化です。ただ、農業従事者の高齢化や後継者不足のため、その対応などが最も重要と思います。昨年成立した農商工連携促

進法をいかに活用するかです。とりわけ農業について、地域活性化の観点から3点の取り組みが重要だと考えております。

その1つめと致しまして、農家の所得向上と雇用拡大による地域経済の活性化です。

まず、農地改革プランの着実な実施と現行の経営所得安定化対策など本市として更に充実させ、新たな担い手育成、就農支援の強化を図ることが急務であります。農家の所得が向上すれば商工業の発展にもつながり、雇用の創出にもつながっていくものと思います。

また、2つめと致しまして、先ほども質問がございましたけれども、耕作放棄地の有効活用です。

世界の食料需給が逼迫傾向を強める中で農業資源を有効利用することは必要です。そのため休閑地や休耕地、生産調整地等も含め使われていない農地を有効活用し、飼料米や加工米など生産する農業者に市単独の思いきった支援策を実施すべきであります。

3つめと致しまして、農商工連携や地産地消による地域産業の活性化です。

消費者ニーズに的確にこたえる農業を振興させるため、農商工連携を図り、新たな商品の開発や地域ブランドの創出、生産流通体制の改善や販路拡大など、強い農業経営をいかに創出するかです。

以上3点について、どのような取り組みを行っているものか、田園都市潟上市発展のため、いかに結びつけていくかが大事であり、市長のご所見を伺います。

2つめと致しまして、定額給付金の対応について、その取り組みについてお尋ねを致します。

百年に一度という私たちが今まで遭遇したことがない、まさに未曾有の世界的な金融危機と世界同時不況という厳しい経済社会の現実であります。

我が国では、国民の生活を守るとの観点から、2008年度2次補正予算が成立したことはご承知のとおりであります。ただし、関連法案がまだ可決されていないが、その中に定額給付金2兆円が盛り込まれていました。その目的は、生活支援対策と経済効果であります。そのうち本市にかかわる給付額は約5億4,000万円であり、自治体から個人に対する場合は、その自治体にゆだねるとなっております。基本的には2月1日の住民地、つまり住民基本台帳記録で実施することとなっておりますが、年度末から年度初めは仕事や職場の関係などで一番異動の多い時期でもあり、しっかりとした対応をしていただきたいと思っております。

さて元来、定額給付金は、地域の経済効果を高めるのが最大の目的であり、既にある地域では給付時期にあわせ特典付商品券を発行し、地域での消費をしていただくことを検討しているというお話もあります。本市としても地域経済の効果を高める意味からして定額金の給付について検討する必要があるのではないのでしょうか。創意工夫して、この厳しい難局を乗り越えてこそ自治体の発展につながっていくものではないのでしょうか。市長はこの事態をどのようにお考えなのか、ご所見を伺います。

次に、住宅火災警報器の義務づけについてお尋ねを致します。

毎年のことですが、冬期間になると住宅火災の発生が多く、必ずといっていいほど死亡者が出ております。総務省、消防庁によると、建物火災による死者数は、住宅火災によるものが約9割を占めていると言われております。しかもその数が近年、増加傾向にあり、2003年度以降5年連続で1,000人を突破して、2007年には1,148人の方々が住宅火災の犠牲となっております。その約6割を65歳以上の高齢者が占めていると言われております。

また、夜間に就寝中で出火に気づかないなど、つまり逃げおくれが最も多く、死亡原因になっており、2007年には60.7%を占めたとも言われております。

こうした状況から、2004年6月に消防法が改正され、新築住宅への警報器設置が義務化されたが、既存住宅でも順次設置を義務づける自治体が増えております。既存の住宅について2011年6月まで各自治体が条例で義務化するよう定めているが、既に210地域の消防本部などでは義務化しており、本市の場合も含まれているものかどうか。また、法改正前、つまり既存住宅ですが、本市ではどのぐらいの数にのぼるものか、既にどのぐらいの数が設置しているものか、これはわかる範囲でひとつお答えいただきたいと思っております。

既存住宅の設置については罰則がないため、設置費用がかかるなどの理由で課題も多いと思っております。そこで、本市としても普及率向上のため、独自の取り組みを行う考えはないものか。例えば65歳の高齢者世帯など2個まで購入費用の半額を助成するなど、いろいろ啓蒙、啓発する方法もあると思っております。安全・安心・安定したまちづくり、火災による地域住民の財産、生命を守るという観点から、市長はどのようにお考えなのかご所見を伺います。

4点めは、石川市長の政治姿勢についてお尋ねを致します。

平成17年3月、天王、昭和、飯田川、3町が合併し、新生潟上市が誕生したことはご

承知のとおりで、市長のスローガンとも言うべき生き生き 3 万 6,000 人、心の合併を訴え、初代市長として、また、潟上市のリーダーとして市政を牽引してきたことは言うまでもありません。

この間、行政改革の観点から、これまでの 3 町にかかわる事業に対しても速やかに統廃合を実施してきたことは、評価するとよかったのではないかと思います。

さて、本市は合併と同時に潟上市総合発展計画を制定し、現行に至っているが、市長は昨年 9 月定例会で今年 4 月に任期となる市長選に出馬表明をし、そのやる気を伺いました。今後の市政発展のため、総合発展計画にどのように近づけ、また肉付けをしていくものか、市が抱えている課題に対してどのように取り組んでいくものか、施政方針でも申し述べられておりましたけれども、いま一度その意気込みとお考えをお聞かせ願います。

以上で 1 回めの質問を終わらせていただきます。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 20 番西村 武議員の一般質問、地域活性化の取り組みについての 1 点め、農家の所得向上と雇用拡大による地域経済の活性化についてお答えを致します。

農業経営所得安定対策については、支援の対象となる担い手は認定農業者、または集落営農組織で、一定の経営規模、面積または所得を要することが要件とされております。収入減少補てんが減収額の 9 割を補てんする制度であります。対象品目は、米、麦、大豆の 3 品目で、農家所得の安定には欠かせない制度であります。この制度を利用するため経理の一元化が必要であり、会計処理の指導強化を進めております。新たな担い手育成成就農支援の強化については、認定農業者または集落営農組織を強化し、プロ経営体として育成し、更には法人化を目指し、新たな担い手の雇用を促進するための支援をしたいと考えております。

2 つめの耕作放棄地の有効活用についてお答えを致します。

耕作放棄地の発生の要因として、高齢者による労働力不足、土地条件が悪い、農地の受託者がいない等が考えられます。

耕作放棄地の解消を図るために、農地の基盤整備および農地の集積が急務であります。また、国でも耕作放棄地の有効活用を掲げており、21 年度から水張り水田や遊休農地を飼料米や加工米、新規需要米を作付することにより助成金が支給される制度が設けられましたが、飼料米の普及については市内に畜産農家がないことから特に支援等は考え

ておりません。

加工米および新規需要米については、この制度を活用し、推進していきたいと考えております。

また、20年度での実績であります。昭和地域で約26ヘクタール、飯田川地域で約9.3ヘクタールを取り組んでおります。加工米の面積は、転作面積にカウントされることから、転作大豆との整合性を図ることが必要と思われま。

3点めの農商工連携や地産地消による地域産業の活性化についてお答えを致します。

昨年7月に内閣総理大臣から認定をいただいた地域再生計画のタイトルは、「食と交流 地産地消から発信する地域遺伝子再生プラン」であります。この計画は、直販機能の強化をはじめ、農林水産業の収益性と生産性の向上、都市との交流人口の増大を図り、農林水産業を軸とした地域産業の振興と雇用の創出により活性化を目指すものであります。

更には、地域再生事業への連携・強力をはじめ、地場産を活用した特産品・加工品等による湧上ブランドの開発、地産地消と食育の推進等を目指すものであります。

この計画の実現が農・商・工連携による地場産物を活用した加工品・特産品の開発や生産・販売ルートの確立を目指す上の試金石であると考えております。

今年度から農商工連携事業が創出されたものであります。もともと第1次産業である農林水産者と中小企業との連携が欠かせないものであると認識しています。

しかしながら、生産、加工、流通が一体化していない現状にあります。今後、関係者と協議しながら、生産から流通までの流れを作り、地域経済の活性化を図りたいと考えております。

2つめの定額給付金の対応と取り組みについてお答えを致します。

定額給付金事業については、7番佐藤恵佐雄議員の一般質問にもお答え致しましたが、住民への生活支援と、あわせて住民に広く給付することにより消費を刺激し、景気を下支えする経済効果を求めているものであります。

本市では、国からの通達により今定例会に定額給付金事業にかかわる事務費を予算計上しておりますが、給付金の給付については国における関連法案の動向を見据え、速やかに対応できるように努めていくものであります。

このことから、本市においては市長公室を担当課として庁内にプロジェクトチームを設置し、事務内容や窓口体制のあり方などの協議検討を進めております。この後の想定

される作業としては、国の法案の動向いかんでありますが、電算システムの構築や金融機関との振り込み協議、申請書の発送、給付手続き等を行う予定で、安全かつスピーディーを基本に給付事業を進めていく予定としております。

本事業は、生活対策において家計への緊急支援をするため現金支給するものであります。自治体の中には独自に商品券等を発行して消費拡大につなげようとの動きもあります。昨今の厳しい経済状況を勘案し、本市においても商工会等と連携して商品券等を発行するなどを企画し、地域振興に寄与するため、今後協議検討していく必要があるものと考えております。

3つめの住宅用火災警報器の義務化についてお答えを致します。

住宅用火災警報器の設置義務づけについては、昨年9月定例議会で11番さんの質問に対し答弁致しましたとおり、平成16年に消防法が改正され、本市は男鹿地区一部消防事務組合・湖東地区行政一部事務組合、それぞれの火災予防条例により、既存住宅でも平成23年5月31日までに設置することが義務づけられております。

設置世帯数につきましては、湖東地区行政一部事務組合においては、昨年4月に昭和地区、11月に飯田川地区の家庭の防火診断を行ったところ、昭和地区では914世帯中90世帯、率にして9.9%、飯田川地区では663世帯中126世帯、率にして19%、男鹿地区消防一部事務組合におきましては、天王地区1か所で救急救命講習会開催時に参加者86名に対し調査したところ5名、率にして4.7%が設置しているとのことであります。

今後は、ひとり暮らし老人世帯の査察時などに調査を実施する予定となっております。

火災報知器は、一般的に居室や寝室・2階がある場合は、踊り場などにも設置が必要なことから、1世帯に最低2個以上が必要であると思います。

助成制度につきましては、65歳以上の世帯に限らず市県民税が非課税である低所得者世帯を対象とした場合にもおよそ2,700世帯に1個分4,000円を助成するとなれば1,080万円もの経費が必要となります。市では、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯および身体障害者世帯などに対し、火災発生時に感知機能をも備わっているふれあい安心電話を取りつけており、このような制度を活用しながら福祉関係機関等と連携を図り、今後更に普及に努めてまいります。

昨年に引き続き、2月号の市広報でもPRしておりますし、市単独での助成制度は考えておりませんが、ただしこの制度については自治会も推進に力を入れていることから、対象も含めて今後、自治会とも協議が必要ではないかと考えております。

火災や自然災害などから市民の生命、財産を守るということは、市長として常に最大の責務と考えておりますが、自分の身は自分で守る自助努力も必要と考えておりますので、市民の安全に対する意識の高揚を図るとともに、安心して暮らせる地域社会の構築に努めてまいりたいと存じます。

最後の4、市長の政治姿勢についてお答え申し上げます。

本市総合発展計画は、市民の目線に立ち、対話と協調を大切にしながら、すべての市民が心豊かに暮らしていくために「市民による市民のためのまちづくり」を基本理念としております。

本計画に掲げる市民の安全・安心・安定を基本とした行政運営に対する基本的なスタンスについては、先の施政方針で述べたとおりであります。

今年は潟上市誕生から5年目を迎えます。この間、潟上市誕生に責任を有する一人として、合併時における課題解決とまちづくりに鋭意取り組んできましたが、課題を解決できたもの、今まだ解決に至らないもの、また、潟上市独自の新たな都市計画や企業誘致、特産品・加工品等による潟上ブランドの開発、地産地消と食育の推進等々、課題山積であります。

このことは潟上市の人口動態にも顕著にあらわれております。潟上市の平成17年国勢調査の人口は3万5,814人で、平成12年調査に比較して103人の増、世帯数で674世帯の増でありました。当時においては県内唯一、人口増となった潟上市が、合併後は年間当たり180人ほどのペースで人口減となっております。このような状況をかんがみても人口減にならないための施策展開と少子高齢化対策も喫緊の課題であると認識しております。

平成20年10月、潟上市と秋田県立大学は、連携協力協定を締結致しました。潟上市として国から認定を受けた地域再生計画を強力に推進するほか、産業振興を通じた地域の発展や八郎湖の環境浄化など、地域社会の発展にかかわるあらゆる施策等について、双方の持てる資源や情報、研究成果等を活用して産学官民協働のまちづくりを進めていく考えであります。

合併の真価が問われるのは、まさにこれからであります。これまでの合併4年間に蒔いたまちづくりの種が実をなすようにとの思いを強くしております。

私の一貫した政治姿勢は、市民の目線に立った行政運営にあります。総合発展計画に掲げる事業にあっても、できること、できないことの説明責任を果たしながら、市民一

人ひとりが心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、活力あるまちづくりに真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 20番、再質問ありますか。20番。

○20番（西村 武） 1点めの担い手の育成、あるいは農業支援の強化というようなことに対しましては、ただいまの答弁の中では認定農業者を中心にしながら進めていくと、こういうご答弁だと思います。

農業というのは元来、ほとんど国の方針に従って行うというのが、これが大きいわけでございますけれども、ただ、担い手、この認定農業者ですけれども、この方々も現在かなり高齢化しております、次の担い手を育てていくためには、何といたっても農業の所得の安定ですね。所得の向上、このことを図っていかなければならないのではないかと思います。ですから、市でそういう対策もひとつ積極的に考えていただきたいと思えます。

また、耕作放棄地の活用ですけれども、これなどは新規需要米、あるいは加工米などで対応していると。確かに昨年ですけれども、この新規需要米、つまり米粉です。米粉は今、全国的にブームとなっております、非常に需要性が高いと言われております。そういう中で昨年この潟上市も1.54ヘクタールの米粉を生産しておりましたけれども、今回はその販路拡大というようなことから55ヘクタールを作付するということをお聞きされております。そういう中で、この加工米というのは減反面積にあまり関係なく、販路を開拓することによっていくらかでも耕作面積を増やせるということでございますので、そういうものを実現したときには、この雇用の創出ですね。あるいは農家の収入にもつながっていくものではないかと思ひまして、このことに対しましても積極的にご努力をしていただきたいと思ひます。

また、この中に本市の支援策と致しまして、このことについても先ほど触れておりましたので、これは生産調整地、つまり大豆のことでございますけれども、昨年は産地確立交付金、あるいは構造改革交付金ですけれども、20年度は10アール当たり約4万5,000円の交付がありましたけれども、21年度の計画ではこの10アール当たり4万1,000円ですか、4,000円も減額になるということでございまして、農家の代表者の方々はとてもこれでは農家経営をやっていけないと。国や県では良質米、あるいは良質な大豆を穫れというようなことで、それなりの経費をかけてやっていますけれども、こうした補

助金の減額等で農家はまるで、言葉は悪いですがけれども詐欺にあったようなものだと悲痛な叫びをしておりましたことを皆さんに、当局の方にお伝えを致します。

そういう中で、まずは市単独の支援策を考える必要があるのかどうかということをもまずお聞きしたいと思います。

また、3つめの商工連携ですけれども、この地域ブランドの創出、あるいはブランド品の開発というのには、やはりある程度経費もかかりますけれども、その辺はひとつ商工会とタイアップしながらですね、さらに連携を深めていただきたいと思います。その辺のところについて、また改めてお考えをお聞かせ願います。

また、2つめですけれども、定額給付金の対応と取り組みについてですけれども、これは昨日も佐藤恵佐雄議員からも質問なされまして、ただいま市長からも現金支給、あるいは商工会との連携を図るといようなご答弁をいただきましたが、既にこの取り組みについては34都道府県129市町村が商品券の発行などを検討していると。秋田県の中でも1自治体がこのことを計画しているといようなことですので、概算で5億4,000万円ですね。それに10%上乗せしますと約6億円になりますけれども、そういうものをこの地域で消費したならば、地域の活性化に大いにつながっていくものではないかと思ひまして、改めてまずお聞きをしたいと思います。

それから、住宅火災警報器の義務化については、確かに今、市長からこのこと、2,700個、あるいは4,000円を計算しますと、約1,080万円の財政支出がかかるというご答弁でございまして、いろいろ財政の厳しいときに本当そういうことをお願いするのも無理かと思ひますけれども、ただ、いろいろな事例がありまして、この消防団の強化というのは、主に、いったん有事が発生した、火災が発生したときは活躍をしますけれども、警報器というのはその火災を未然に防ぐ、そういう役割が大きいわけですので。いろいろ事例がありますけれども、例えばあるところでは、火事だ火事だと警報器が10分ぐらい鳴って、家族を起こして、それから110番して未然に防いだとかいろいろなその事例がございまして、確かにみずからの財産、生命をみずからで守ることも大事ですけれども、できることならばこれは他町村でも行っておりますけれども、1世帯2個まで、例えば金額にしてその半額を負担するといような制度が大変他府県の方でも実施しておりますので、再度ひとつ検討していただきたいと思います。

それから、市長の政治姿勢については、ただいま大変心強いご答弁をいただきました。どうかひとつ当選すればこれは2期めでございまして、強いリーダーシップを発揮し

ながら、自分のビジョンをですね、そういうものを生かして努力をしていただきたい。私達も意見は申しますけれども、一生懸命応援をしていきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

では1、2、3点につきまして、もしできたらご答弁をお願いします。

○議長（藤原幸作） 宮田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） まずはじめに、認定農業者の後継者についてお答え致します。

認定農業者につきましては、連絡協議会を設立致しまして、先進地研修、それから今の新しい加工品の検討などを行っております。そしてまた、認定者の中から協議会の中で実践の発表等を行っておりますので、そういう意味で後継者の問題はありますが、今現在頑張っているというところでございます。

それから、産地づくり交付金の件でございしますが、これは中央地区の各市町村にも一応確認致しましたところ、ほとんどの市町村は改めて市の補助事業、かさ上げはしていないという状況でございします。ただ、潟上市の場合は間接的ではございしますが集落営農を新たに設立した場合の補助金、それから農業の夢プラン応援事業に対しての補助金、無人ヘリに対しての一部助成を行っているのが現状でございします。

それから、商工会との連携の件でございしますが、これにつきましては全く西村議員の申されるとおりでございまして、生産する第一次産業、加工する第二次産業、販売する第三次産業、この第六次産業をやはり商工会と連絡をとりながら積極的に進めていきたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

定額給付金の件につきましては、この後、商工会さんの方とよく連絡をとりながら進めていきたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

それから、今年度からの、昨日、佐藤恵佐雄議員さんの方にも報告しましたように、米粉の拡大と致しまして新規需要米の分55ヘクタールと、それから大豆15ヘクタールを新たに加えたということでございしますので、宜しくお願いします。

以上です。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 20番の再質問の地域活性化の取り組みについての市単独の支援策ということですが、今後、国・県の動向を見きわめながら考えていきたいと思っております。

それと2点めの給付金の商品券のことですが、先ほど答弁しましたが、商工会等とよ

く協議しながら前向きに進めていきたいと。

それから、3の住宅については、今後、自治会等とも率、対象者の件についても、これは義務化しなきゃならない問題ですから、これも検討していきたいと。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 20番、再々質問ありますか。

○20番（西村 武） いや、終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原幸作） これをもって、20番西村 武議員の質問を終わります。

昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時とします。

午前 11時35分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

13番佐藤 昇議員の発言を許します。13番。

○13番（佐藤 昇） 2日間にわたる一般質問で最後でございますが、皆さん大変お疲れのことと思いますが、しばしご清聴のほどお願い申し上げます。

このたびの一般質問に対しまして答弁なさってくださいます当局、そして同僚議員のご理解を得まして一般質問をさせていただきます。

通告書の順に従ってしたいと思いますが、まず、本市は市長が施政方針に述べておるように、内閣総理府から潟上市地域再生計画の認定を受けたことは朗報であり、また、秋田県立大学との連携協力提携を致したことは、潟上市活性化の起爆剤になることを私も確信をしておりますご期待を申し上げるところでございます。

まず第1点めでございますが、水田農業構造改革策の取り組み状況についてでございます。

世界的な金融不安と破綻により、未曾有の不況下に日本も巻き込まれ、地域経済も深刻な状況にあります。

さて、本市潟上市の産業の基幹である農業も、年々米価等の下落と生産資材の高騰により経営基盤がすっかり弱体化しております。

水田農業の基本方針として、国の米政策改革大綱では、米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視、市場重視の考え方に立ち、需要に即応した売れる米づくりも推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図ることとしている。

そうした中、生産調整については平成22年度までに米づくりの本来あるべき姿に向け、新たな需給システムに移行することになっております。国から地域協議会へ、協議会から生産調整方針作成者へ需要見通し等に関する情報提供が行われております。生産調整方針作成者は、システムの中核となって生産目標数量を配分することとなっている。推進に当たっては、国の対策を踏まえつつ実効性の確保、生産者、地域の自主性の尊重、地域ビジョンに即した改革および実現に向け取り組んでいくものとしております。

昨年度から品目横断的経営安定対策が導入されており、より一層の担い手の育成確保に重点が置かれている。本対策の実施期間は平成19年度から平成21年度で、最終年度となり、現在進行中であります。

平成20年産米の潟上市需要量に関する情報の算定は、水田台帳面積3,105ヘクタール、転作面積1,116ヘクタール、転作率35.94%、反収10アール当たり586キログラム、配分数量1万1,656トンとなっております。

潟上市のこの事業推進の特色は、集落営農組合の設立を普及し、法人化形態を目指し、担い手による新たな農業形態を目標とするものであります。これまで特に天王地区では団地化を図り、ブロックローテーションによる大豆生産が全国でも有数の産地として評価をされておりました。

しかしながら、今日において課題も多く、低米価、資材の急激な高騰などにより実質収入が年々低くなってきております。特に問題なことは、転作割当を守らず過剰な作付をする中で、集落で推進する団地内に稲を作付けた場合に悪影響を及ぼしていることである。また、不耕起面積も多く、管理面で問題が多く、周囲にカメムシ被害が発生しておる現状であり、各集落の役員の皆さん、正直に営農を経営しておる農家は頭を悩ませております。

本市では、市当局を軸に関係機関、農業団体、農家代表者による地域水田農業協議会、幹事会などがあります。もとより関係者は、鋭意これに取り組んでおりますことに敬意を表しておりますが、現場から展望してみましても不安材料が多く、多くの農家は先が見えず動揺をしております。協議会等で農家の声をよく受けとめつつ、十分な対応を確立することを求めるものであります。

そこで、次の5つについて質問を致します。

その1、集落営農組織、法人の育成を長期的に、どう育成していくのでしょうか。

その2、集落団地内の水稻作付によるデメリットを、どう解消するのでしょうか。

その3、優良農用地内の不耕起面積を、どう解消するのでしょうか。

その4、交付金の要件である土づくり、土壌改良資材の投入、適正管理、大型管理機兼防除機の導入の可否の見直し、検討についての方針は、どう明確にするのでしょうか。

その5、本市に米粉55ヘクタールの導入普及についての基本方針の内容についてお示しを願いたい。

次に、直売所の拡大充実と地産地消について。

本市生産基盤は、農林漁業、商業、工業等が主力であります。雇用創出の一環として企業誘致を図るための鋭意努力を致しておるところですが、急激な経済不況となっておることは今さら私から申し上げるまでもなく、実態経済は極めて厳しく、財政が逼迫しておる状況であります。

しかし、ここに来て地方の活性化なしで日本の繁栄もなしとの声で、農林漁業の発展に活路を見出そうとして、おそまきながら注目をされてきております。「農は国の基なり」との格言に疑う余地がなく、農林漁業の発展こそが潟上市3万6,000人の幸せ、安心・安全・安定の潟上市が確立されるものと思うからであります。

総合発展計画のもとに中長期のビジョンと実施計画を立てて、市民に理解と協力を求めるべきと判断致しておるところであります。

本市の水稲、果樹、花き、野菜、畜産の将来性について、立地の有利性を生かして、しっかりと関係機関と協議し、戦略的成長部門として取り組むべきと思うのは私一人ではなく、多くの市民が期待しておるところであります。

本市では農産物の販売は主にJAみなみ、JA湖東、江川漁協などさまざまですが、天王グリーンランド内に直売所があり、当初の販売額が稼働年数を経て大幅な実績を上げております。出荷農家より拡大充実の声が多くあることは当局でも把握致しておるのではと推測を致しておるところでございます。

さて、先般2月5日に潟上市地域活性化研修会が本市主催で実施され、地域活性化の方策、地域再生の事例など内閣府企画官木村氏より、住民と行政の協働で地産地消として秋田県立大学谷口教授よりご教示をいただき、日ごろの思いとあいまって感銘と感動を覚えたところあります。

地域再生の方法で最も現実的なものは、新しい産業の創出と位置づけております。

秋田県内の直売所は180か所あり、売上35億円としております。能代山本地区を中心に1億円以上の販売を上げる直売所が6ないし7か所あり、売上8億円程度となってお

ります。

本市は秋田市と隣接し、極めて有望な地域としております。農産物、海の産物、潟の産物、加工品等々十分期待できると思われまます。財政の裏付け、作り手の確保など多くの課題があろうかと思われまますが、取り組める方向にあるかどうか、ご所見を伺うものであります。

次の3つについて質問を致します。

その1、有利販売をするための立地条件、グリーンランド内はよい場所なのでしょうか。

その2、需要と供給のバランスについて、特に供給体制の確立であります。

その3、行政サイドの取り組みのマニュアル作成についてであります。

次に、学校給食の体質改善と地元の食材供給体制について。

潟上市の児童生徒数、園児は小学生1,949人、7校、中学生1,103人、3校、幼稚園261人、3園、保育園685人、8園、計3,998人が平成20年5月現在の数であります。

学校給食運営については、19年度の実態では小学校予算の内訳は270円×2,124人×195回で1億1,389万9,500円、中学校310円×1,223人×190回で7,203万4,700円となっております。それに幼稚園、保育園の給食費が加わります。そこに働く関係者のご努力によって大きな事故もなく過ごされております。

しかし近年、特に食に対する安心・安全の体制が求められております。公的に食育に関する向上が求められており、質の向上が広範囲にわたっておる現況があります。食の安全や食育の観点から、県産食材の割合を増やそうと目標を掲げてきたが、30%はいまだに達成されていないとしている。平成20年11月24日の秋田魁新報社の報道によると、県内25市町村の使用率で、市単位では鹿角市の57.1%で2番めであり、潟上市は25市町村中24番めの14.2%が平成19年度の実績であります。

県は市町村訪問調査を行おうとしている。使用率向上のかぎを握るのは、安定供給のための組織づくりと分析。今後、生産者と供給センター（仮称）などとの連携強化をバックアップしていく姿勢を示している。

本市において2月2日より2月6日までの期間、地場産品を給食に南中では入れておるようですが、平時には納入は業者主体となっておるのが本市全般の傾向であります。合併して満4年めになろうとしておるこのとき、旧町の体質が続けられており、今後、地産地消、地元の食材を学校給食に入れる際の需要供給のバランスを司る供給センター

(仮称)の設立、栄養職員が各校に配置されていないなどもあり、また、関係者の84%程度がパートの従業員で、意欲を持って働ける環境など多くの課題があると思われます。

いずれも産業課、総務課、活性化推進室、これは今度企画政策室になるのではないかと思います、などと連携すべきと思われますが、市の供給に関するご所見を伺うものであります。

このことについて質問を致します。

1、給食NEW潟上ビジョンの必要性について。

2、適正な職員の配置と栄養士の増員について。有資格者、調理師免許者の待遇充実について。

3つめ、地元食材の供給体制の確立についてであります。

以上で壇上の質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 13番佐藤 昇議員の一般質問、水田農業構造改革対策の取り組みについてのその1、集落営農組織、法人の育成を長期的にどう育成していくのかについてお答えを致します。

現在、集落営農組織は天王10組織、昭和2組織、飯田川3組織の計15組織とっております。また、農業生産法人は3法人となっております、まさに集落営農組織から法人化形態を目指し、担い手による新たな農業形態を目標とするものであります。農協等関係機関と連携を図り、指導してまいります。

その2、集落団地内の水稲作付によるデメリットをどう解消、指導するかについてお答えします。

近年、大豆の団地内に水稲作付するという農業者が出るようなことが聞かれますが、地域水田農業協議会でも取り上げられ、地域で作成した団地を尊重し、団地内への作付はしないように指導してまいります。

その3、優良農地内の不耕起面積をどう解消するかについてお答えします。

不耕起地となる要件はさまざまなことがあると思いますが、市としましては耕作できる対応をしてもらうことではありますが、解消するには現地調査を行い、本人の聞き取りをし、適切な対応を図りたいと考えています。

その4、交付金の要件である土づくりの見直し検討についての方針は、どう明確にするかについてお答えします。

まず、土壌改良資材の投入の件であります。天王地域では出荷製品の統一化を図るため一律の施肥を行っておりましたが、21年度から県立大学の施設を借用し、転作団地の土壌を分析し、それぞれ団地の土壌に合った施肥を実施するものであります。

また、土壌分析が行われないほ場については、基準改良資材の投入をするよう指導をしています。

次に、大型管理機兼防除機の導入の可否についてであります。地域の考え方を尊重し、地域での防除も要件の一つになるものと決定されました。

その5、本市に米粉55ヘクタールの導入普及についての基本方針の内容についてお答えします。

新規需要米としての米粉については、21年度の導入は試験的にあきたこまち50ヘクタール、ひとめぼれ5ヘクタールの作付を配分するもので、各地域の担い手農家にと考えております。

この新規需要米も飼料米と同様、農家個人と製粉業者との契約となります。行政も含め、協議しながら推進し、また、22年度以降も計画的に面積を増やし、農家経営の安定を図りたいと考えています。

2番めの直売所の拡大充実と地産地消についてお答えします。

このことについては、施政方針でも述べたとおり、潟上市の活性化には地域産業である農林水産業と地元企業を振興させることが必要不可欠であります。そのため昨年7月に内閣総理大臣から認定いただいた潟上市地域再生計画の実現こそが潟上市活性化の起爆剤になるものと考えており、天王グリーンランドの直売所を中心機能とし、農林水産業の収益性と生産性の向上、都市との交流人口の増大を図り、農林水産業を軸とした地域産業の振興と雇用の創出により活性化を目指すものであります。

ご質問のその1、有利販売をするための立地条件であります。天王グリーンランドは大消費地である秋田市から車で30分程度の位置であるとともに、グリーンランド、それからくからも含めて年間大体53万人の来客があり、高速交通アクセスから見ても極めて有望な立地条件にあると考えています。

ご質問のその2、需要と供給のバランスについてであります。現在の販売組織であるJAみなみ女性部を中心にしながらも新たな生産組織の設立や農家以外の生産者の発掘、新たな出荷ルートの確立等、あらゆる面から供給・販売体制を整備していきたいと考えております。

ご質問のその3、行政サイドの取り組みのマニュアル作成についてであります。県内や東北管内には多くの売上げを上げている道の駅を中心とした直売所が多数あります。これについては、ただいま一般質問のご指摘のとおりであります。これらの直売所の視察を中心に、見て学ぶことで本市に適した供給体制や販売ルートを確立するためのマニュアル作りを進めていきたいと考えています。

また、これらの取り組みの協議・検討組織として潟上市活性化推進協議会を設置し、あらゆる角度から調査・研究を進めるとともに、連携協力協定を締結した秋田県立大学からも指導・助言をいただきながら進めていきたいと考えております。

現在の直売施設は、狭隘でありながら一定の売上げを上げているということは、更なる可能性を秘めているところであり、市民、大学、産業、行政が連携・協力し、直売所を中心とした地域産業の活性化を目指すものであります。

3点めの学校給食の体質改善と地元の食材供給体制についてお答え致します。

①の適正な職員の配置と栄養士の増員についてであります。市内小中学校における給食調理員の配置につきましては、正職員が4名、臨時職員が40名、うち調理師免許取得者が21名となっています。また、学校栄養士については、県より4名が配置されています。学校栄養士は、県で採用し、市町村に配置になりますので、増員については大変難しいことですが、今後も要望してまいりたいと思っております。

学校給食は、学校における食育を進める上での重要な役割を担っており、学校教育の一環としてその管理運営は学校長のもとで行われております。学校給食の今後のあり方、職員の配置等については、これまでの経緯と現状を踏まえ、検討してまいりたいと思っております。これにつきましては11番さんのご質問にも答えたとおりでございます。

②の有資格者、調理師免許者の待遇改善についてであります。21年度から調理師免許取得者の時給のアップを予定しておりますので、ご理解のほどを宜しくお願い致します。

③地元食材の供給体制の確立について。

学校給食への安心・安全な地元の食材を学校給食へ取り入れることは、健康的な食生活を推進するためにも極めて重要なことでもあります。

また、関係機関との協議もしていることですが、安定供給を行える体制がまだ整っていないのが現状であります。

今後、安定的な供給を行うためには、供給可能時期・品目の把握等々、それに対応できる給食メニューへの受け入れ体制の整備等が必要であると考えられます。これら学校

給食や直売所を含め、協議を進めてまいりたいと考えておりますので、宜しくご理解のほど申し上げます。

○議長（藤原幸作） 13番、再質問ありますか。13番。

○13番（佐藤 昇） まず1点めの農業関係のことですが、先ほど市長が集落営農の育成の、いわゆる方針等述べてもらいました。そのとおりで結構なわけですが、皆さんご承知のように平成19年度から21年、そして米政策大綱においては22年～24年ころまで集落営農の、そして法人化を目指すということで私どもの地域でも、その体制作りのために集団営農組合を設立した地域は先ほど市長が申し述べたように各集落内にあるということでございます。

それで、私どもも地域でブロックローテーションを確立しながら、いずれ高齢化に備えた担い手を、その集落内で法人化して受け継いでいくと、優良農地を確保していくということとしておるわけですが、皆さんご案内のように、今、国では大きな政策転換を図ろうとしております。これは通告書には不安定要素でありますからうたっておりませんが、石破農林大臣のもとに先般、食料農政審議会を設置して、そして減反を選択制にしたいということを出してしております。そして特命チームを設置して、2009年の骨太の方針に組み入れるということが示されておる。こうなってきますと、現場の我々は集落営農、法人化を目指した中に選択制が導入されるということになりますと、大変農家は混乱を来しておる現状でございます。これから相当このことが議論になると思われませんが、この点、選択制をした場合、今、地域審議会等、天王地域、昭和地域、飯田川地域に協議会が終わっておりますが、これからそのことについて前もってやはり潟上としてはどういうふうの方針を作っていく、農家に指導して理解してもらうのかということが大きなテーマになるわけで、来年を目指して政府で動くということになれば、今年度中あたりでそのことを真剣にやはり考えていかなきゃいけないのではないかと心配しておるところでございます。推進協議会、幹事会では政府の動向をどう分析し、シミュレーションしながら実効性のあるものにするのかということをもう一度どなたかご答弁を願いたいと思っております。

それから、集落内の水田の中に優良農地のブロックローテーションの中に稲の作付をすると、周辺の生産の大豆農家は水が浸透して集団に大きな迷惑をかけるという現実があります。これをどういうふうに食いとめていくのかということが大きな課題でありまして、これなどもやはり関係農業団体と市と生産者の理解を得るような体制を、きっち

り確立していくということが更に求められるのではないかと考えております。

その3の優良農地の不耕起問題であります。同僚議員もこのことに質問しております。当局も答弁はしておりますが、なかなかいったん不耕起になりますと、これは事情あって不耕起にするわけですが、これはだれがこの不耕地を改善していくのかということでもあります。面積も述べておりますが、この現状で周辺の米作農家はカメムシ被害で大きな打撃を受けておりました。今現在JAの倉庫にカメムシの被害を受けた農家の米が、今、積み立てておられます。そしてこれから今実際、作業は色染の選別機にかけておる状況ではないかと考えております。これを何としてもやはり改善しなければいけないということが、また口では言いやすいわけですが、これは大変な、だれが要するにその、政府でもこのことに何百億かけておりますが、現場の実態におろしてきますと、いわゆるだれがこれを水張りのような状態にしていくのかということが依然として残って課題となっていくわけです。これもまた含めて、どういう手だてをしていくのかということが課せられた課題ではないのかと考えておるところでございまして、これらについてももう一度これからの市の対応について、いま一度突っ込んだ答弁をいただきたいと考えております。

それから、米粉50ヘクタールは淡路製粉さん、ロッセが5ヘクタール、昭和地域が20町歩、天王が15町歩等々、飯田川、振りわけております。しかし、助成金の5万5,000円の要件というものが答弁されて、皆さんもご承知なことです。これはやはり実施するということになれば、要件としては2町歩の転作団地に入れていくという市の方針でありまして、今、現場にはJAと当局が説明に回っております。農家の人に、方々に、その生産する時期に、どうかひとつこの米粉を普及できないかということで今指導しておるようですが、現場の地域ではこれをどうしたらいいのかということで私どもの地域でも、これから役員会にかけてどうしていくのかということは今、検討中であります。

しかしこの導入の時期は、どの時期まで回答がすればいいのかということはまだ回答して、答弁してもらっておりませんので、生産現場のものとしては、いつごろまでこれ実施できるかできないかということを示していけばいいのかということが、多分推進会議等でもこれは協議されておることだと思っておりますので、これをどうぞひとつご答弁願いたいと思っております。

それから、地産地消のことでございますが、私もやはりグリーンランド内のところが道の駅ということと、くらの温泉の集客ということから考えれば、今現在はあそこの

ところがやはり一番いいところではないかと思っております。

しかし、皆さんご承知のように、あそこは小さい直売所でありまして、品物もまずほとんど限定されておると。加工品、魚の販売等々供給するとなれば、あの場所ではとてもじゃないが拡充、生産を多くして周辺の山本地区のように億単位が見込める場所ではありますが、あの前の、つまり私の考え方ですが、戸田苑に貸したあの建築物を構造改革する、改善するかというような諸々の計画があろうかと思えます。そういうようなことで、まずその条件を整えることが第一ではないかと思っております。今現在あそここのくから、45名ほどの会員おりまして、年々販売額が増額になっておりまして、大体2,500万から昨年度は、20年度ですが3,000万くらいの間だというように聞いておりますが、これを充実拡大することによって私は数億円の秋田市の立地条件もありますので、これから協議するというところでありますから期待をしておるところですが、その点などをもう少しイメージをどの程度のものに考えておるのかという当局の説明などを、これ、現場の方に指揮者をしております、なかなか詳しい、総務部長などはこれに大変また造詣の深い方でございますので、そのイメージをご答弁を願いたいと思っておりますのでございます。

次に、給食の方ですが、旧町の体制ですと、一部そのパートの賃金等々について先ほどの同僚議員の質問などにも答弁がありまして、重複するところは割愛をさせていただきますが、調理師免許をっておる11人は、10年から30年のベテランの調理師でありまして、その実態は相当課題としてあるものだというところでございますけれども、旧町のままでやはりどんなものなのかと。この合併によって体質改善は必要なのではないかと言っております。私もやはりこの給食全般のいろいろな調査なり、バックデータは持っております。最終的には、やはり抜本的な改革が必要なのでは、見直しが必要なのではないかと考えております。特に教育委員会に給食係というものがいて、そしてやはり現場を見ていくということが必要なのではないかと思っております。

ご承知のように潟上市で小学校7校、中学校3校、10校で運営されておりまして、正職員が4人、パートが48名、それから栄養士が4名ということになっておりまして、パートが通告書にもありましたように八十何%、90%近いパートで給食をなしておるわけでございますが、ちなみに男鹿市ではどういう実態になっておるかということですが、男鹿市は5校、2,370人、正職員が13人、パートが15人、栄養士が5人、必ずしも男鹿とここはまた給食の方式が違うわけですが、やはり現場に給食の責任を持つ職員を張り

つけていくということはやはり理想的な形ではないかと思えます。しかし、学校長が最終的な責任者だということも承知はしておりますが、追分小学校、出戸小学校などは、パートだけで運営されておるといふ実態でありまして、やはりこの適正な人員配置などこれから徐々に行っていく必要があるのではないかと考えております。この点なども、いま一度その体質を見直す新しいビジョンがあるかどうかということをお尋ねしたいところでございます。

それから、地元の食材を給食に入れるということは以前から言われておりまして、これに取り組むということにはしておりますが、今現在ご答弁あったようにほとんど進んでおらないということでございます。

しかし、教育委員会内で確立できるものではなくて、これからはやはり地域活性化推進室、総務、企画政策室、産業課等々やはり連動した提携が必要であって、その上で供給体制、供給センター等が供給するという確立がなければ、一向に声だけでは進まないのではないかと考えておりますから、その具体的なイメージをお話いただきたいと思っております。

いずれにしても一貫していることは、この地元農業の食物をいろいろなところに供給するためには、やはり給食の関係で食材を入れると。そしてやがてはこの潟上市内の公的な機関、例えば老人福祉施設の給食などにも地場産を入れていくというような確立につながっていくと、これからよほどの億単位の産業の販売額が見込めるのではないかと考えておるところでございます。

ちなみに今、県内を見わたしますと、これはJAなどの販売戦略によるところが多いわけですが、私も花き生産農家でございますが、当時我々の方と1億程度の規模であったものが、JAおぼこでは、今7億ほどに成長しております。でありますから、政策いかんによっては、やりようによっては、この潟上市はコンパクトでありまして、相当な販売額を見込めるという確信をするものでございますので、どうかこの総合的な面、あるいは個別な面でビジョンなどお示しくださいませ、あるいは方針など、意気込みなどをいま一度示していただければと思ひまして質問を終わらせていただきます。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 佐藤議員の一般質問の再質問の1点めの、いわゆる新農政計画、減反の見直し論について私から答弁します。

今、議論に入ったばかりで猛烈なその賛否両論が今続発しているということで、今始

まったばかりでどうなるかわからないという状況にあるのも事実なようであります。いずれまだこれからの議論でありますので、その動向を見守る必要があるかと思っています。

それと、直売所のイメージですが、総務部長が後から詳しく、まだはっきりしたイメージはできていませんが、いずれにせよ今の場所は狭隘であるし、場所等も含めた、谷口先生は秋田県一にしたいんだと思っているそうでございますが、財源もあります。いずれにせよ今までの状況とはがらっと変わったような規模になると思います。

それから、給食についてはですね、これは11番さんの質問の中にもありました要望書の、当時私も立ち会いました。私に来ましたから。そのときびっくりしたのは、現在、給食の担当職員がおらないということでしたので、翌日すぐ教育委員会の方へ給食担当を配置せよと、こういう指示を出したところであります。

以上です。

○議長（藤原幸作） 宮田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） それでは佐藤 昇議員の再質問にお答え致します。

まずご質問にありました問題につきましては、非常に厳しい問題でございますので、私どもも真剣になって考えていきたいということを前もってお答えいたします。

まず一つは2番めにあります集団団地の水稲作付によるデメリットについてでございますが、これにつきましては非常に厳しい問題ですが、転作未達成者であれば私ども転作をするように指導していきたいと。そしてまた、もしそれに加工米等の対応であれば、その地域内での土地の交換を勧めていきたいと考えておりますが、いずれにいたしましても地域水田農業協議会の方にも相談しながら対応していきたいということでございます。

それから優良農地内の不耕起面積の解消の件でございますが、これにつきましては先ほどもお話しましたように、水田フル活用事業の導入を図りながら進めていきたいということでございますので、ひとつ宜しくお願いします。

それから、この返事の時期でございますが、これにつきましてはできるだけ早い時期、播種の問題もありますので、できるだけ早い時間に回答を求めるように指導してまいりたいと思います。

それから、最後の米粉の55ヘクタールの問題でございますが、これにつきましては転作大豆の連作障害も出ている現状でございますので、そういう面の解消のためにもこの

事業は積極的に取り入れていきたいと考えておりますので、ひとつ宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 佐藤議員の地域再生事業のイメージということで、今回、潟上市は地域再生事業からこの事業にふさわしい各省庁でやっております事業の種目導入を取り入れるため、このたび農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業というものに立候補致しました。事業費とか規模とかはこれから生産者なり、そういう方々とお話しながら決めていくわけですけれども、この直売所一つだけにしても約600㎡ぐらいの面積を要するものと思っております。それに付随して加工施設、それから食材提供施設、ですからこの3施設が一緒になったもので考えてくださればいいと思います。

ただ、今、生産者そのもの、生産組織そのものが例え何百人いようと、同時的に出荷されると、これ、どうしようもございませんので、あくまでも計画生産、計画出荷という体制をこれまず整えなければならぬと思います。

もう一つの事業が市民農園、現在の鞍掛周辺に約100区画、それから学校の体験農園をあわせて計画してございます。

当然これから、先日からまず農協さんなりそういう生産組織とようやくこの協議に入っておりますけれども、潟上市ではやはり農林水産業のほかにやはりそのかかわる産業、食品産業にかかわる業者さんが相当いらっしゃいます。まず特に醸造会社、醤油屋さんですけれども、それからやはり発酵技術を持つ小玉醸造さんとか、それから佃煮製造、それから豆腐屋さん、納豆屋さん、お菓子屋さん、当然それらの業者さんと農林漁業、このものがやはり連携しないと地元産業の育成にはつながらないということで、今回我々がいくらそれらをコーディネートしてもやはりノウハウがなければうまくないので、そのために今回地域再生事業においてやはり県立大との提携というものが出てきたわけです。ですからこれから、先ほど市長の所信表明の中にもありましたけれども、やはり県立大が相当なものとして位置づけがなされてくると。そういうことから当然、今度この農山漁村の活性化プロジェクト事業も、まず手始めに確かに生産者から始めるんですけれども、それぞれの持った歴史的な技術と、それからこれからの加工技術、そういうものをやはり連携して潟上ブランドの開発にあたりたいというふうに考えております。今回の事業では、その食材、やはり加工施設というものを整備したいというふうに考え

ております。

ただ、すべてのものを加工する施設を整備するとなると相当な施設整備費がかかりますけれども、ただ、あくまでも既存の会社なり企業なりが持っている施設を利用しながらこの食材加工のところで製品化するというふうな考えで、いわばこれから進めようと。そのようなイメージを持ってくだされば大変ありがたいと思います。

ただ、今、直売所、先ほど佐藤さんもおっしゃいましたが、1施設1億円目指すためには生産者、出荷する農家が100人、少なくとも100人必要でございます。ですから今我々、生産者、これから組織なりを公募なりいろんな面で育成していくわけなんですけれども、今その段階から入っておりますので、規模的なものをただ農林省に今申請を上げた段階の施設というふうにはならないと思います。やはり生産者なりそういうことにかかわる人たちの希望の面積なりそれぞれの考え方を導入したものです。要するに計画段階からその方々から入ってもらう。

ただ、これそういう人方、作る人、売る人がいてもやはり今までの秋田商法で待っていたんではちょっとうまくない。やはりマネジメントする会社が必要なんです。ですから、それらを今後どういうふうに我々が組織というか、これからマニュアルを作っているいろいろな地域でやはり責任、事業主体というか、そういう今の株式会社方式を取った形にした方がいいのか、第三セクターにした方がいいのか、それから指定管理者制度にした方がいいのか、これから生産者なりそういう販売者なり業者なりそういう方々のご相談しながらいろんな面でこれから行政が支援していきたいと思いますので、どうか宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 13番。

○13番（佐藤 昇） 大変力強いイメージをいただきまして心強く思っております。過去に天王地域で関係することですが、平成8年度、9年度、地域農業基盤確立支援事業として国から50%、町から50%の370万円ほどのいわゆる事業費で、グリーンランドを中心にして今日的な活性化のあり方をまとめました。まとめただけで、結果的にはあの当時、特産品を確立するということが鯛の蒸し飯など、あるいは大豆、かぼちゃの羊羹だとか漬物だとか当時あったわけですが、今ほとんどそういうものがなくなってしまったと。でありますから、そのような反省点に立つと、ただまとめる、イメージするだけじゃだめで、やはり実施するという実施計画こそがなければ、このイメージも本物にならないということがございますので、どうかひとつそのところをさらに強化していただ

きたいというふうに思っております。どうか宜しくお願ひしたいというふうに思います。

それからもう1点、農業問題の中のいわゆる交付要件、水田農業の交付要件の土づくりの関係のことで、以前、卵殻エースというものが、大変あんまり評判のよくないものが結果的にやめたわけですが、そのいわゆる蛋白が大豆にどういうふういわゆる効果的にならしめたかという実証はできませんでした。先ほど以来、これからそのことを研究していくということは結構なわけですが、今現在、資材、特に土壌改良剤の溶りんが1,100円であったものが倍になったということでありまして、その関係で10アール当たり4,200円ほど、二、三百円ほど経費が掛かり増しになると。それプラス農薬もアップしておると。そしてまた先ほど答弁にありましたように4万5,000円の交付金が4万1,000円になったということになりますと、10アール当たり1万円近いほど今年取り組む団地内は不足になるということで、先ほど、これから市長が見きわめてそれらに対応したいということでございますが、その点をどうか農家の減収にならないような方策をみんなでやはり確立していく必要があるということをお願いしたいと思います。

それから最後に、給食関係の適切な人員配置が市長から指示あったということでございますが、その内容教育委員会でどういうふうな配置するかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 土壌改良剤の卵殻エースについて私も水田農業協議会の会長を当時、よく認識ありました。確か選択制ということもあったと思いますが、今13番の問題提起した飼料の高騰については、副市長が水田農業の会長でございますので、その場でよくもんでいただきたいと思います。

それから教育委員会の適切については、やはり4月1日からのスタートに向けた給食担当というものの、総じてしっかりしていきたいと思っております。

○13番（佐藤 昇） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（藤原幸作） これをもって、13番佐藤 昇議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、23日月曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでございました。

午後 1時57分 散会

